

獣医療法施行規則第1条第1項第十号の規定に基づき農林水産大臣が定める放射性同位元素装備診療機器

(平成21年2月20日号外農林水産省告示第235号)

最終改正：平成21年2月20日号外農林水産省告示第235号

獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第1条第1項第十号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める放射性同位元素装備診療機器を次のように定め、平成21年2月20日から施行する。

獣医療法施行規則第1条第1項第十号の農林水産大臣が定める放射性同位元素装備診療機器は、次に掲げる機器とする。

一 次に掲げる基準に適合する骨塩定量分析装置

- (一) 装備する放射性同位元素の数量が、0.11テラベクレル以下であること。
- (二) 機器を使用しないときの機器表面における線量率が、600ナノシーベルト毎時以下となるような構造であること。また、使用時において機器から1メートル離れた場所における線量率が、6マイクロシーベルト毎時以下となるような構造であること。
- (三) 線源を収納する容器が耐火構造であること。
- (四) 線源を収納する容器は、線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること。
- (五) 機器本体にその旨を示す標識を付すこと。
- (六) 装備する放射性同位元素が、ヨウ素125、アメリシウム241又はガドリニウム153であること。

二 次に掲げる基準に適合するガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ

- (一) 装備する放射性同位元素の数量が、740メガベクレル以下であること。
- (二) 機器表面における線量率が、600ナノシーベルト毎時以下となるような構造であること。
- (三) 線源を収納する容器が耐火構造であること。
- (四) 線源を収納する容器は、線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること。
- (五) 線源を収納する容器の導入口及び排出口は、キャップ等により密閉できるものであること。
- (六) 線源を収納する容器は、ねじ等で機器に固定することができるものであること。

- (七) 機器本体にその旨を示す標識を付すこと。
- (八) 装備する放射性同位元素が、ニッケル63であること。

三 次に掲げる基準に適合する輸血用血液照射装置

- (一) 装備する放射性同位元素の数量が、200テラベクレル以下であること。
- (二) 機器から1メートル離れた場所における線量率が、6マイクロシーベルト毎時以下となるような構造であること。
- (三) 線源を収納する容器が耐火構造であること。
- (四) 線源を収納する容器は、線源を容易に取り外すことができず、かつ、線源が脱落するおそれのないものであること。
- (五) 線源を収納する容器は、機器に固定されており、容易に取り外せないものであること。
- (六) 照射される血液を出し入れする機器の開口部の開放時において、線源を収納する容器がしゃへいされた構造であること。
- (七) 照射される血液を出し入れする機器の開口部に、みだりに開閉できないようかぎその他の閉鎖のための設備又は器具が設けられていること。
- (八) 機器本体にその旨を示す標識を付すこと。
- (九) 装備する放射性同位元素が、セシウム137であること。